

公立大学法人福知山公立大学食堂施設に係るネーミングライツパートナー募集要項

公立大学法人福知山公立大学（以下「大学」という。）は、ネーミングライツを企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）に付与し、本学と企業等とのパートナーシップにより、企業等の広告及び地域貢献の機会を拡大させ、かつ、大学の教育研究環境の向上及び大学の自己収入の拡大を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 募集種別

- ・食堂施設に係るネーミングライツパートナー（別表）

2 愛称の条件

- ① 命名する愛称は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、学生や施設利用者に親しみやすく、分かりやすいものとしてください。
- ② 愛称に略称、英語表記をつけることも可とします。
- ③ 企業名（通称を含む）、商品名等の使用も可とします。
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ⑤ 愛称等は、大学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称等の変更を求めることがあります。
- ⑥ 次の各号のいずれかに該当する内容は、掲出できません。
 - (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (ウ) 政治性や宗教性のあるもの
 - (エ) 反社会的若しくは政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれのあるもの
 - (オ) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - (カ) その他不相当と本学が判断したもの

3 ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途）

※別表のとおり。

4 ネーミングライツの付与期間

原則3年以上とし、期間の延長を可能とする。

5 その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典があります。なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。また、個別内容については、大学との事前協議が必要となります。

- ①対象施設等に愛称等のサインを設置することができます。ただし、法令等に基づ

く規制により一定の制限がされる場合がありますので、事前に大学と協議をお願いします。

- ②本学は、大学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ③ネーミングライツパートナー自身も、ネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④そのほか希望する特典や付帯条件があれば、応募時に提案することができます。

6 費用の負担

ネーミングライツ料のほか、本学とネーミングライツパートナーの費用負担は次の表を原則とします。

区 分	ネーミングライツ パートナー	大学
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の名称表示サイン及び看板等の新設・変更に必要な費用	○	
新設看板で電気を使用する場合の電気使用料、子メーターの設置及び撤去費用	○	
契約期間満了後の原状回復に必要な費用	○	
ネーミングライツに関する看板の維持管理に必要な費用	○	
ネーミングライツに関する看板等に起因した第三者への損害賠償	○	
ネーミングライツパートナーの提案による施設整備・備品等の購入に必要な費用	○	
契約締結後、大学が作成する広報、印刷物及びホームページ等の表示に必要な費用		○

7 応募者の資格

応募者の資格は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 32 年法第 122 号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 税を滞納している事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、その他の理由により学長が特に適当でないと認める業種及び事業者

8 応募に必要な書類

- (1) 提出書類
ネーミングライツパートナー申込書（様式第 1 号）に次号の書類を添付して提出してください。
- (2) 添付書類
 - ア 応募資格誓約書（様式第 2 号）
 - イ 法人の概要を記載した書類
 - ウ 定款その他これらに類する書類
 - エ 登記事項証明書（発行 3 か月以内のもの）
 - オ 申込者の事業の概要が分かる書類
 - カ 直近の決算報告書
 - キ その他学長が必要と認めるもの

9 申込手続

(1) 申込書の提出方法 持参又は郵送とします。

(2) 募集期間

令和7年2月7日(金)～令和7年2月18日(火)

郵送での受け付けは締め切り当日消印まで有効とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休業日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(3) 申込書の提出場所

公立大学法人福知山公立大学総務・財務課

〒620-0886 福知山市字堀 3370 番地

電話 0773-24-7100 (直通) FAX 0773-24-7170 (代表)

E-mail zaimu@fukuchiyama.ac.jp

(4) 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、応募に関する質問書(様式第4号)により行ってください。郵送、ファックス、メールも可とします。

(5) 施設見学について

施設の見学を希望される場合は、施設管理者と見学日程等を調整させていただきますので15の問合せ先の担当課までお問合せください。

(6) 留意事項

ア 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 申込みに要する費用は、申込者の負担とします。

カ 申込書提出後に辞退する場合は、ネーミングライツパートナー申込辞退届(様式第3号)を提出してください。

キ 提出された申請書類は、福知山市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

10 選定方法

(1) ネーミングライツパートナーの選定を行うため、次の選定基準のもと、応募の趣旨、愛称等の案、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者を選定します。なお、応募者が1者の場合も選定基準に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

資格要件及び選定基準

審査項目		評価内容	配点等
I 資格要件	応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしている。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 	適・否
II 選定基準	愛称案(デザインを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員及び地域住民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、呼びやすさ。 ・施設の設置目的や募集条件との整合 	35
	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が設定する最低年間契約額以上であるか。 ・高額であるほど高評価とする。 	35
	経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライツ料の支払い能力 	15
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の希望契約期間以上であるか。 	15
合 計			100

(2) 選定結果はすべての応募者に通知します。

11 契約の締結及び公表について

- (1) 優先交渉権者との間で、ネーミングライツ事業に係る契約を締結します。
- (2) 契約締結後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、大学の広報やホームページにおいて公表します。

12 ネーミングライツ料の納付時期

ネーミングライツ料の納入は、原則として毎年度、年間料金を一括して納入するものとします。

13 契約の解除

ネーミングライツパートナーが次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、大学はネーミングライツ事業に係る契約を解除することができるものとします。

この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とし、契約の解除によるネーミングライツパートナーの損害等について大学はその責めを負わないものとします。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき（特に必要があると認めた場合を除きます。）。
- (2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると大学が認めたとき。
- (3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 契約に定める内容に違反したとき。
- (5) その他大学が特に適当でないと認めたとき。

なお、ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、2か月以上前に本学へ契約の解除を申し出てください。ただし、既に納入済みのネーミングライツ料は返金できません。また、これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

14 リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

15 問合せ先

不明な点がある場合や施設の見学を希望される場合は、下記にお問い合わせください。

公立大学法人福知山公立大学事務局総務・財務課
〒620-0886 福知山市字堀 3370 番地
電話 0773-24-7100 (直通) FAX 0773-24-7170 (代表)
E-mail zaimu@fukuchiyama.ac.jp

(別表)

ネーミングライツパートナー公募対象施設

番号	建物名	概要	写真	希望 年間ネーミング ライツ料
1	食堂	学生・教職員の ほか、一般利用 が可能な食堂施 設。 延床面積：635 m ²		60万円以上